

## 議案第9号

愛西市公共物管理条例及び愛西市道路占用料条例の一部改正について

愛西市公共物管理条例及び愛西市道路占用料条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和4年3月3日提出

愛西市長 日 永 貴 章

### 提案理由

この案を提出するのは、道路占用料等の額を改定すること等に伴い、改正する必要があるからである。

愛西市公共物管理条例及び愛西市道路占用料条例の一部を改正  
する条例

(愛西市公共物管理条例の一部改正)

第1条 愛西市公共物管理条例（平成17年愛西市条例第130号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項ただし書中「除して得た額」を「除して得た数を乗じて得た額」に改め、同条第3項中「1.08」を「1.1」に改める。

別表柱類を設置する場合の項中「990」を「890」に、「1,500」を「1,400」に、「2,100」を「1,800」に、「890」を「790」に、「1,400」を「1,300」に、「1,900」を「1,700」に、



を



に改め、同表電線類を設置する場合の項中「9」を「8」に改め、同表管類を設置する場

合の項中 



 を 



 に、「80」を「71」に、

「110」を「100」に、「160」を「140」に、「210」を「190」に、「370」を「330」に、「530」を「480」に、「1,100」を「950」に改め、同表看板を設置する場合の項中「2,200」を「2,500」に改め、同表工事用施設等を設置する場合の項中「220」を「250」に改める。

(愛西市道路占用料条例の一部改正)

第2条 愛西市道路占用料条例（平成17年愛西市条例第131号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「1.08」を「1.1」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

占有物件の種類	区分	単位	占有料 (単位：円)
法第32条第1 項第1号に掲げ る工作物	第1種電柱	1本1年につき	890
	第2種電柱	1本1年につき	1,400
	第3種電柱	1本1年につき	1,800
	第1種電話柱	1本1年につき	790
	第2種電話柱	1本1年につき	1,300
	第3種電話柱	1本1年につき	1,700
	その他の柱類	1本1年につき	79
	共架電線その他上空に 設ける線類	長さ1メートル1年 につき	8
	地下に設ける電線その 他の線類	長さ1メートル1年 につき	5
	路上に設ける変圧器	1個1年につき	780
	地下に設ける変圧器	占有面積 1平方メ ートル1年につき	480
	変圧塔その他これに類 するもの及び公衆電 話所	1個1年につき	1,600
	郵便差出箱及び信書便 差出箱	1個1年につき	670
	広告塔	表示面積 1平方メ ートル1年につき	2,500
その他のもの	占有面積 1平方メ ートル1年につき	1,600	
法第32条第1 項第2号に掲げ る物件	外径が0.07メートル 未満のもの	長さ1メートル1年 につき	33
	外径が0.07メートル 以上0.1メートル未満 のもの	長さ1メートル1年 につき	48
	外径が0.1メートル以 上0.15メートル未満 のもの	長さ1メートル1年 につき	71
	外径が0.15メートル 以上0.2メートル未満 のもの	長さ1メートル1年 につき	100

		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	140	
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	190	
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	330	
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	480	
		外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき	950	
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートル1年につき	5
			その他のもの	長さ1メートル1年につき	16
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本1年につき	1,300
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積 1平方メートル1年につき	790
			地下に設けるもの	占用面積 1平方メートル1年につき	480
		その他のもの		占用面積 1平方メートル1年につき	1,600

法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積 1平方メートル1年につき	1,600
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路		占用面積 1平方メートル1年につき	1,200
	地下に設ける通路		占用面積 1平方メートル1年につき	740
	その他のもの		占用面積 1平方メートル1年につき	1,600
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積 1平方メートル1日につき	25
	その他のもの		占用面積 1平方メートル1月につき	250
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積 1平方メートル1月につき	250
		その他のもの	表示面積 1平方メートル1年につき	2,500
	標識		1年1本につき	1,300
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	25
		その他のもの	1本1月につき	250
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積 1平方メートル1日につき	25
		その他のもの	その面積 1平方メートル1月につき	250
	アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	2,500
		その他のもの	1基1月につき	1,200

	もの		
令第7条第2号 に掲げる工作物		占用面積 1平方メ ートル1年につき	1,600
令第7条第3号 に掲げる施設		占用面積 1平方メ ートル1年につき	Aに0.033 を乗じて得た額
令第7条第4号 に掲げる工事用 施設及び同条第 5号に掲げる工 事用材料		占用面積 1平方メ ートル1月につき	250
令第7条第9号 に掲げる施設	建築物	占用面積 1平方メ ートル1年につき	Aに0.016 を乗じて得た額
	その他のもの	占用面積 1平方メ ートル1年につき	Aに0.012 を乗じて得た額
令第7条第11号 に掲げる応急 仮設建築物	トンネルの上又は高架 の道路の路面下に設け るもの	占用面積 1平方メ ートル1年につき	Aに0.016 を乗じて得た額
	上空に設けるもの	占用面積 1平方メ ートル1年につき	Aに0.023 を乗じて得た額
	その他のもの	占用面積 1平方メ ートル1年につき	Aに0.033 を乗じて得た額
令第7条第12号 に掲げる器具		占用面積 1平方メ ートル1年につき	Aに0.033 を乗じて得た額

#### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。